

福岡県公報

平成19年3月16日
第2654号

目 次

告 示 (第535号—第557号)

○大規模小売店舗の新設の届出	(商業・地域経済課)	1
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(商業・地域経済課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○道路の供用の開始	(道路維持課)	3
○道路の区域の変更	(道路維持課)	3
○道路の供用の開始	(道路維持課)	3
○漁船損害等補償法第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出	(漁政課)	4
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課)	4
○貸金業者の業務の停止	(経営金融課)	4
○貸金業者の業務の停止	(経営金融課)	5
○道路の区域の変更	(道路維持課)	5
○道路の供用の開始	(道路維持課)	6
○道路の区域の変更	(道路維持課)	6
○道路の供用の開始	(道路維持課)	6
○土地改良事業の認可申請の適否決定	(農地計画課)	7
○公共測量の終了	(土木管理課)	7
○基本測量の終了	(土木管理課)	7
○県営土地改良事業の換地計画	(農地計画課)	7
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	8

○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	8
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	8
○福岡県土地利用基本計画の変更	(地域政策課)	8
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課)	9

訓 令

○吏員制度の廃止に伴う発令に関する訓令	(人事課)	9
---------------------	-------	---

公 告

○都市計画の案に係る公聴会の開催	(都市計画課)	9
------------------	---------	---

公安委員会

○交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則	(警察本部警務課)	11
○警備業法第23条に規定する検定の実施	(警察本部生活安全総務課)	11
○警備員等の検定等に関する規則附則第7条第2項により学科試験及び実技試験の全部が免除となる検定合格者審査の実施	(警察本部生活安全総務課)	13

告 示

福岡県告示第535号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。
なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び久留米商工事務所において縦覧に供する。

平成19年3月16日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 届出年月日
平成19年3月2日
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名称 (仮称) 久留米東櫛原S C
 - (2) 所在地 福岡県久留米市東櫛原町吉原64-2 外
- 3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏

名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称	住所
福岡地所株式会社	福岡市博多区住吉一丁目2番25号

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称	住所
株式会社アルペン	名古屋市西区児玉三丁目35-18

4 大規模小売店舗を新設する日

平成19年11月3日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

4,891m²

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
福岡県久留米市東櫛原町吉原64-2外	223

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数(台)
福岡県久留米市東櫛原町吉原64-2外	140

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
福岡県久留米市東櫛原町吉原64-2外	72

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立方メートル)

福岡県久留米市東櫛原町吉原64-2外

27.18

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
株式会社アルペン	午前9時	午後9時30分

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

午前8時30分から午後10時まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

2ヶ所 福岡県久留米市東櫛原町吉原64-2外

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

福岡県告示第536号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び久留米商工事務所において縦覧に供する。

平成19年3月16日

福岡県知事 麻生渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ドラッグストアモリ吉井店

(2) 所在地 福岡県うきは市吉井町681番地1

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

福岡県告示第537号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年3月16日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員(メートル)	延長(メートル)
久留米	県道	朝田線 日田	前	うきは市浮羽町田篭2218番7先から 同市浮羽町田篭2201番先まで	6.8 ～ 14.0	281.7
			後	同上	6.8 ～ 30.0	281.7
北九州	県道	宮遠田賀線	前	遠賀郡遠賀町大字木守1204番1先から 同郡同町大字木守2213番7先まで	11.0 ～ 15.3	142.3
			後	同上	13.2 ～ 16.0	142.3

福岡県告示第538号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成19年3月16日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年3月16日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	朝田線 日田	うきは市浮羽町田篭2218番7先から 同市浮羽町田篭2201番先まで

福岡県告示第539号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年3月16日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員(メートル)	延長(メートル)
八女	県道	湯辺田瀬高線	前	八女郡立花町大字山崎1720番1先から 同郡同町大字山崎2138番8先まで	6.2 ～ 6.2	12.8
			後	同上	6.2 ～ 13.6	12.8
八女	県道	玉立名花線	前	八女郡立花町大字上辺春5150番5先から 同郡同町大字上辺春5138番3先まで	4.0 ～ 8.0	79.2
			後	八女郡立花町大字上辺春5150番5先から 同郡同町大字上辺春5138番2先まで	4.4 ～ 18.0	61.0

福岡県告示第540号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平

成19年3月16日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年3月16日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
八女	湯辺田瀬高線	八女郡立花町大字山崎1720番1先から 同郡同町大字山崎2138番8先まで
八女	玉名線立花	八女郡立花町大字上辺春5150番5先から 同郡同町大字上辺春5138番2先まで
八女	柳瀬線筑後	筑後市大字久恵201番先から 同市大字久恵553番2先まで

福岡県告示第541号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号。以下「令」という。）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号。以下「法」という。）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、令第5条第3項の規定により次のように公示し、届出に係る指定漁船調書を当該漁業協同組合において、平成19年3月16日から同年3月30日までの間縦覧に供する。

平成19年3月16日

福岡県知事 麻生 渡

発起人の住所及び氏名		加入区	法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
住所	氏名		
北九州市小倉北区大字馬島183番地	前田 幸一		
北九州市小倉北区大字馬島125番地	岩本 末房	馬島	北九州漁業協同組合
北九州市小倉北区大字馬島152番地	西田 義治		

福岡県告示第542号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があつたので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年3月16日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成19年2月27日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人もあ・かけはし

(2) 代表者の氏名

峯 秀樹

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県築上郡上毛町大字東上3344番地2

(4) 定款に記載された目的

この法人は、高齢者、障害者、児童青少年に対して、介護保険法に基づく事業、障害者自立支援法に基づく事業、青少年の健全育成にかかわる事業を通して、地域における社会的自立のための援助とより安全な生活の見守り等を行い、地域社会の福祉の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第543号

貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第36条の規定に基づき、次の貸金業者の業務を停止したので、同法第41条の規定により公告する。

平成19年3月16日

福岡県知事 麻生 渡

1 名称

クローバー

2 氏名

石井 利征

3 主たる営業所の所在地

福岡市博多区博多駅前2丁目5-10 内山博多駅前ビル10F B号室

4 登録番号

福岡県知事(1)第08223号

5 登録年月日

平成16年7月15日

6 行政処分の年月日

平成19年2月22日

7 行政処分の内容

貸金業務の全部停止120日間（平成19年2月23日から平成19年6月22日まで）

ただし、弁済の受領に関する業務を除く。

8 適用条文

貸金業の規制等に関する法律第36条

福岡県告示第544号

貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第36条の規定に基づき、次の貸金業者の業務を停止したので、同法第41条の規定により公告する。

平成19年3月16日

福岡県知事 麻生 渡

1 名称

プランナーファイナンス

2 氏名

岡野 晶夫

3 主たる営業所の所在地

福岡市中央区天神3丁目16-17 第1城戸ビル5F A号室

4 登録番号

福岡県知事(1)第08287号

5 登録年月日

平成17年4月15日

6 行政処分の年月日

平成19年2月22日

7 行政処分の内容

貸金業務の全部停止120日間（平成19年2月23日から平成19年6月22日まで）

ただし、弁済の受領に関する業務を除く。

8 適用条文

貸金業の規制等に関する法律第36条

福岡県告示第545号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年3月16日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員(メートル)	延長(メートル)
福岡 県道		山新田線	前	糟屋郡新宮町大字立花口1122番1先から同郡同町大字立花口1121番1先まで	15.3 ～ 21.2	39.5
			後	同上	15.3 ～ 44.0	39.5
福岡 県道		山田線	前	糟屋郡新宮町大字原上322番1先から同郡同町大字原上288番1先まで	16.3 ～ 23.8	78.0

	新宮	後	糟屋郡新宮町大字原上323番1先から 同郡同町大字原上288番1先まで	16.3 ～ 23.8	78.0
--	----	---	--	-------------------	------

福岡県告示第546号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成19年3月16日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年3月16日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
福岡	山田線 新宮	糟屋郡新宮町大字立花口1122番1先から 同郡同町大字花口1121番1先まで
福岡	山田線 新宮	糟屋郡新宮町大字原上323番1先から 同郡同町大字原上324番1先まで
福岡	福岡線 東環状	糟屋郡粕屋町大字長者原380番1先から 同郡同町大字長者原315番1先まで

福岡県告示第547号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年3月16日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
直方	県道	宗篠像栗線	前	宮若市湯原2125番1先から 同市三ヶ畑225番先まで	2.0 ～ 19.2	3,507.7	
			前	宮若市湯原2114番1先から 同市三ヶ畑225番先まで	9.0 ～ 102.5	3,394.0	
			後	宮若市湯原2345番3先から 同市三ヶ畑225番先まで	2.0 ～ 19.2	2,350.9	
			後	宮若市湯原2114番1先から 同市三ヶ畑225番先まで	9.0 ～ 102.5	3,394.0	
直方	県道	南良津宮田線	前	宮若市磯光855番先から 同市上大隈757番6先まで	8.0 ～ 11.2	948.6	
			後	同上	8.0 ～ 13.0	948.6	
直方	県道	飯塚直方線 自転車道	前	直方市溝堀2丁目4487番1先から 同市溝堀2丁目4486番1先まで	5.7 ～ 15.5	108.7	
			後	同上	5.7 ～ 7.0	100.6	

福岡県告示第548号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平

成19年3月16日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年3月16日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
直方	南良津線 宮田	宮若市磯光855番先から 同市上大隈757番6先まで
直方	飯塚線 福間	宮若市沼口845番2先から 同市沼口818番9先まで
直方	室木 下有木線 若宮	宮若市沼口397番2先から 同市沼口239番6先まで
直方	飯塚 直方線 自転車道	直方市溝堀2丁目4487番1先から 同市溝堀2丁目4486番1先まで

福岡県告示第549号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定に基づき、土地改良区の土地改良事業の認可申請を平成19年2月23日付けで適当であると決定したので、同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成19年3月16日

福岡県知事 麻生 渡

土地改良区名	事業名	縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
糸島郡二丈町 土地改良区	農業用排水施設整備事業 (石町地区)	土地改良事業計画書の写し	平成19年3月16日から 平成19年4月16日まで	二丈町役場

福岡県告示第550号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成19年3月16日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

公共測量（道路台帳）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市小倉南区	平成19年2月20日

福岡県告示第551号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のように基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成19年3月16日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

基本測量（精密測地網高精度三次元測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市、福岡市、久留米市、前原市、うきは市、糸島郡二丈町	平成19年1月31日

福岡県告示第552号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業の施行に係る地域の換地計画を平成19年3月7日付けで定めたので、同条第4項

において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成19年3月16日

福岡県知事 麻生 渡

換地計画を定めた地域	縦覧に供する書類	縦 覧 期 間	縦覧場所
築上郡築上町大字小山田及び大字広末 (下小山田地区)	換地計画書の写し	平成19年3月16日から 平成19年4月16日まで	築上町役場築城支所

福岡県告示第553号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年3月16日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称

前原市南風台五丁目1番地1から1番地34まで

- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

東京都千代田区内幸町2丁目2番2号

株式会社ユニディオコーポレーション 代表取締役 河内 英聰

福岡県告示第554号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年3月16日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称

古賀市今之庄三丁目217番17から217番36まで、232番8、233番4及び233番8

- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市中央区天神4丁目3番30号

トータル都市開発株式会社 代表取締役 細川 修

福岡県告示第555号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年3月16日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称

小郡市小板井字清水元428番2の一部、428番3から428番10並びにこれらの区域内の道路・水路である市有地の一部

- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

小郡市小郡255-1

小郡市長 平安 正知

福岡県告示第556号

福岡県土地利用基本計画（昭和50年9月22日策定）を平成19年3月7日付けで変更したので、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条第14項において準用する同条第13項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成19年3月16日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 変更に係る事項

福岡県土地利用基本計画図の農業地域及び森林地域の区域

- 2 変更の内容

計画図

変更する地域名	変更する区域	関係市町
農業地域		小郡市、岡垣町、大牟田市

森林地域

次の図面のとおり

前原市、太宰府市、黒木町、広川町、鞍手町、川崎町、福智町、岡垣町、みやこ町

(「次の図面」は省略し、福岡県企画振興部地域政策課並びに関係市役所及び町役場において縦覧に供する。)

福岡県告示第557号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年3月16日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成19年2月26日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人博多織技能開発養成学校

(2) 代表者の氏名

庄嶋 厚生

(3) 主たる事務所の所在地

福岡市博多区博多駅南1丁目14番12号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、新しい博多織の未来像を創造する人、博多織を業とする人、染色作家を目指す人などを一般より公募し、次世代の博多織を担える人材を育成することで、個人の職業能力の開発を実現して、それに伴う創業及び雇用機会の拡充を支援する。また人材養成事業を円滑に実施するため共同研究・技術開発をはじめ事業に関する関係機関とのネットワークを構築するとともに広く市民への広報宣伝活動を行う。こうした活動を継続実施することにより、広く地域経済活動の活性化を図ると同時に、社会的財産である伝統文化の継承・振興に寄与することを目的とする。

訓 令**福岡県訓令第3号**本 庁
出 先 機 閣
労働委員会事務局

平成19年3月31において福岡県事務吏員又は福岡県技術吏員を命ぜられている者は、別に辞令を発せられない限り、同年4月1日をもって福岡県職員に命ぜられたものとする。

平成19年3月16日

福岡県知事 麻生 渡

公 告**公告**

都市計画の案について公聴会を開催するので、福岡県都市計画公聴会規則（昭和45年福岡県規則第43号）第3条第1項の規定により次のように公告する。

平成19年3月16日

福岡県知事 麻生 渡

1 変更しようとする都市計画の種類

- (1) 福岡都市計画用途地域
- (2) 福岡都市計画道路

2 開催の日時及び場所

(1) 大野城市

ア 日時

平成19年4月9日 午後7時から9時まで

イ 場所

大野城市役所 本館3階会議室（大野城市曙町2-2-1）

(2) 粕屋町（1の(1)に限る。）

ア 日時

平成19年4月6日 午後7時から9時まで

イ 場所

柏屋町役場 2階防災会議室（糟屋郡柏屋町駕与丁一丁目1-1）

3 都市計画の案の概要及び閲覧

(1) 福岡都市計画用途地域の変更の案の概要

〔福岡市を除く福岡都市計画区域〕

種類	面積	建築物の容積率	建築物の建ぺい率	外壁の後退距離の限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の高さの限度
第一種低層住居専用地域	約761ha	6/10以下	4/10以下	1.0m	165m ²	10m
	約305ha	8/10以下	5/10以下	1.0m	165m ²	10m
	約33ha	8/10以下	5/10以下	—	165m ²	10m
	約33ha	10/10以下	5/10以下	1.0m	165m ²	10m
小計	約1,133ha					
第二種低層住居専用地域	約4.7ha	8/10以下	5/10以下	1.0m	165m ²	10m
	約44ha	8/10以下	5/10以下	—	165m ²	10m
	約49ha					
第一種中高層住居専用地域	約21ha	10/10以下	5/10以下	—	—	—
	約62ha	15/10以下	5/10以下	—	—	—
	約203ha	15/10以下	6/10以下	—	—	—
	約21ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—
小計	約307ha					
第二種中高層住居専用地域	約145ha	15/10以下	5/10以下	—	—	—
	約208ha	15/10以下	6/10以下	—	—	—
	約37ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—
	約390ha					
第一種住居地域	約1,104ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—
	約1,104ha					

第二種住居地域	約2.8ha 約228ha 小計	10/10以下 20/10以下 約231ha	6/10以下 6/10以下	— —	— —	— —
準住居地域	約46ha 小計	約46ha	20/10以下	6/10以下	—	—
近隣商業地域	約45ha 約5.0ha 小計	20/10以下 30/10以下 約50ha	8/10以下 8/10以下	— —	— —	— —
商業地域	約4.8ha 約45ha 小計	30/10以下 40/10以下 約49ha	— —	— —	— —	— —
準工業地域	約718ha 約20ha 小計	20/10以下 30/10以下 約738ha	6/10以下 6/10以下	— —	— —	— —
工業地域	約9.0ha 小計	約9.0ha	20/10以下	6/10以下	— —	— —
工業専用地域	約23ha 小計	20/10以下 約23ha	6/10以下	— —	— —	— —
合計	約4,128ha					

(2) 福岡都市計画道路の変更の案の概要

路線名	位置	区域(延長)
3・4・77号現人橋乙金線	起点 大野城市白木原一丁目 終点 大野城市乙金東三丁目 主な経過地 大野城市大城一丁目	約3,710メートル

(3) 閲覧

平成19年3月16日から同月30日までの間、(1)については、福岡県建築都市部都市計画課、大野城市都市計画課及び柏屋町都市整備課において、(2)については、福岡県建築都市部都市計画課及び大野城市都市計画課において、公衆の閲覧に供する。

4 意見を述べようとする者の申出の方法及び期限等

(1) 公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書を平成19年3月30日（必着）までに福岡県建築都市部都市計画課に提出すること。

(2) 公述申出書（様式）は、3の閲覧場所において配布する。

5 公述人の選定及び公述方法

公述申出書を提出した者で、公述人に選定されたものは、公聴会に出席して公述申出書に記載した内容により意見を述べることができる。

6 その他

(1) 傍聴

公述人を除き、この公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会当日、会場にて開催の30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、申込み多数の場合は先着順とする。

(2) 開催の中止

公述申出者がいない場合は、この公聴会は中止されるので、傍聴を希望する者は、開催情報について事前に県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）又は直接問い合わせにより確認すること。

(3) 問い合わせ先

この公聴会についての問い合わせは、福岡県建築都市部都市計画課（福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3711）に対して行うこと。

公安委員会

福岡県公安委員会規則第5号

交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成19年3月16日

福岡県公安委員会

交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則

交番等の設置に関する規則（平成15年福岡県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1福岡県八幡東警察署の部中

「枝光駅前交番 北九州市八幡東区枝光2丁目1番2号」を

「枝光交番 北九州市八幡東区枝光1丁目1番10号」に改め、同

表福岡県久留米警察署の部善導寺交番の項中「善導寺町飯田387番地13」を「善導寺町飯田514番地3」に改める。

附 則

この規則中別表第1福岡県八幡東警察署の部の改正規定は、公布の日から、同表福岡県久留米警察署の部善導寺交番の項の改正規定は、平成19年3月19日から施行する。

福岡県公安委員会告示第75号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第23条に規定する検定を、次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定等規則」という。）第7条の規定により公示する。

平成19年3月16日

福岡県公安委員会

1 検定の種別、実施日、時間及び場所

交通誘導警備業務（2級）

実施日	実施時間	実施場所
平成19年6月22日（金）	午前9時から、おおむね午後5時まで	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

2 受検定員

30名

3 受検資格

福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員

4 検定の方法

検定は、学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験（5枝択一式20問の筆記試験）の後、実技試験を行うが、学科試験

において不合格（90パーセント以上の成績に満たない場合）となった者については、実技試験を行わない。

5 学科試験及び実技試験

(1) 学科試験

- ア 警備業務に関する基本的な事項
- イ 法令に関すること。
- ウ 車両等の誘導に関すること。
- エ 交通誘導警備業務の管理に関すること。
- オ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

- ア 車両等の誘導に関すること。
- イ 交通誘導警備業務の管理に関すること。
- ウ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

6 検定申請受付期間及び申請方法等

(1) 申請受付期間

平成19年5月14日（月）から同年6月8日（金）までの福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前9時から午後6時までの間

ただし、受付期間中であっても、受検申請者が定員に達したときは、受け付けを締め切ることとする。

(2) 必要書類

- ア 住所地を管轄する警察署に申請する場合
 - （ア）検定申請書（検定等規則別記様式第1号）1通
 - （イ）住所地を疎明する書面（住民票の写し、免許証の写しなど）
 - （ウ）写真2枚（申請前6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）

イ 営業所を管轄する警察署に申請する場合

- （ア）検定申請書（検定等規則別記様式第1号）1通
- （イ）営業所に属していることを疎明する書面（営業所所属証明書など）
- （ウ）写真2枚（申請前6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）

(3) 申請方法

ア 受検を希望する者は、まず、福岡県警察警備員教育センター設置の受付専用電話（093（381）2627）に電話して、事前申し込みを行い、受付番号を取得すること。

※ 受付専用電話以外での受付は一切行わない。

イ 受付番号を取得した者は、事前申し込みを行った日を含めて3日以内に住所地（検定受検者が警備員である場合には、その者が属する営業所の所在地を含む。）を管轄する警察署に受付番号を申告するとともに、前記6(2)に掲げる必要書類並びに検定手数料を添えて提出し、受検票の交付を受け申請手続きの完了とする。

ウ 受検申請は、原則として受検者本人が申し込みを行うこと。

ただし、やむを得ない事情等により代理人が申請を行う場合は、受検者本人の委任状を持参すること。

(4) 検定手数料

14,000円

※ 検定手数料については、福岡県領収証紙により納入すること。

また、申請受付後の取り消し又は受検しなかった場合についても検定手数料は返還しない。

7 その他

- （1）受検当日は、筆記用具、受検票及び動きやすい服装（各受検者への貸与ロッカーあり。）を必ず持参すること。
- （2）検定に関する問い合わせは、午前9時から午後6時（県の休日を除く。）まで、最寄りの警察署又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。

(3) 検定申請書（検定等規則別記様式第1号）については、各警察署生活安全課若しくは生活安全刑事課において受け取ることができる。

福岡県公安委員会告示第76号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条による審査（以下「検定審査」という。）のうち、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定等規則」という。）附則第7条第2項により学科試験及び実技試験の全部が免除となる検定合格者審査を次のとおり実施するので、検定等規則附則第9条の規定により公示する。

平成19年3月16日

福岡県公安委員会

1 検定審査の期日、時間及び場所

審査期日	受付時間	受付場所
第3期 平成19年4月16日（月）から 同年11月20日（火）までの間	午前9時から 午後6時まで	審査申請者の住居地（申請者が警備員である場合にあっては、当該申請者が属する営業所を含む。）を管轄する警察署又は旧検定合格証の交付申請を行った警察署

2 検定審査を行う警備業務の種別及び級

警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第1項に規定する検定（以下「旧検定」という。）に係る全ての種別及び級

3 検定審査対象者

(1) 旧検定に合格した警備員であって、検定等規則の施行の際、現に当該旧検定に係る警備業務に従事しており、かつ、当該警備業務に従事している期間が継続して1年以上あるもの

(2) 旧検定に合格した者であって、検定等規則の施行の際、現に当該旧検定に係る警備業務に係る指定講習（旧検定規則第12条第1項に規定する指定講習をいう。）の講師として従事しており、かつ、当該講師として従事している期間が継続して1年以上あるもの（ただし、3の(1)に掲げる者を除く。）

4 申請書類

(1) 住所地を管轄する警察署に申請する場合

- ア 審査申請書（検定等規則別記様式）1通
- イ 住所地を疎明する書面
- ウ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）1枚
- エ 旧検定の写し
- オ 検定審査の対象者であることを疎明する書面（下記ア、イのいずれか1つ）
 - ア 前記3の(1)に該当することを疎明する書面
 - イ 前記3の(2)に該当することを疎明する書面

(2) 営業所の所在地を管轄する警察署に申請する場合

- ア 審査申請書（検定等規則別記様式）1通
- イ 当該営業所に所属することを疎明する書面
- ウ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）1枚
- エ 旧検定の写し
- オ 検定審査の対象者であることを疎明する書面（下記ア、イのいずれか1つ）
 - ア 前記3の(1)に該当することを疎明する書面
 - イ 前記3の(2)に該当することを疎明する書面

(3) 旧検定規則第8条に規定する検定合格証の交付申請を行った警察署に申請する場合

- ア 審査申請書（検定等規則別記様式）1通
- イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）1枚
- ウ 旧検定の写し
- エ 検定審査の対象者であることを疎明する書面（下記ア、イのいずれか1つ）

- (ア) 前記3の(1)に該当することを疎明する書面
- (イ) 前記3の(2)に該当することを疎明する書面

5 申請手続等

(1) 受理日時

検定審査申請は、平成19年4月16日（月）から同年11月20日（火）までの福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く、午前9時から午後6時までの間

(2) 申請手続

前記4に掲げる必要書類等を持参のうえ、原則として申請者本人が行うこと。

ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、申請者本人の委任状を必ず持参すること。

(3) 手数料

検定審査（学科試験及び実技試験の全てが免除されるものに限る。）については手数料を徴収しない。

6 その他

検定審査に関する問い合わせは、県の休日を除く午前9時から午後6時まで、最寄りの警察署又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。